

新	旧
(2022 年 11 月 29 日実施) 10. 当組合は、料金等払込にかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続の結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。 11. 収納機関の連絡により、料金等払込が取り消されることがあります。 12. 当組合または収納機関の任意に定める回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払込の利用が停止されることがあります。料金等払込サービスの利用を再開するには、必要に応じて当組合または収納機関が定める手続を行ってください。 13. 国庫金の収納は、歳入代理店である農林中央金庫が収納いたします。 第 9 条 定期貯金サービス 1. 定期貯金サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、サービス利用対象口座の中から契約者が指定した口座について、定期貯金の口座開設、預入、満期解約予約、満期時取扱条件変更（満期解約予約取消、元金継続・元利金継続の変更）、中途解約等を行うことができるサービスをいいます。 2. 本サービスによる口座開設を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち定期貯金口座未開設の総合口座とし、開設した定期貯金口座（以下「開設口座」といいます。）は、自動的にサービス利用対象口座に登録されます。なお、口座開設時に契約者が指定した総合口座の届出印を開設口座の届出印とします。 3. 本サービスによる預入は、次のとおり取り扱います。 （1）預入を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち <u>証書式定期貯金を除く</u> 定期貯金口座とし、あらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座（納税準備貯金を除く。）から預入金額を引き落とし、契約者が指定した定期貯金口座に預入します。 （2）定期貯金商品は当組合所定のものに限ります。また、預入の期間が 10 年やマル優等、本サービスによる取扱いができない事項があります。 （3）定期貯金の適用利率は、預入日における定期貯金商品の貯金利率とします。	(2021 年 2 月 15 日実施) 10. 当組合は、料金等払込にかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続の結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。 11. 収納機関の連絡により、料金等払込が取り消されることがあります。 12. 当組合または収納機関の任意に定める回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払込の利用が停止されることがあります。料金等払込サービスの利用を再開するには、必要に応じて当組合または収納機関が定める手続を行ってください。 13. 国庫金の収納は、歳入代理店である農林中央金庫が収納いたします。 第 9 条 定期貯金サービス 1. 定期貯金サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、サービス利用対象口座の中から契約者が指定した口座について、定期貯金の口座開設、預入、満期解約予約、満期時取扱条件変更（満期解約予約取消、元金継続・元利金継続の変更）、中途解約等を行うことができるサービスをいいます。 2. 本サービスによる口座開設を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち定期貯金口座未開設の総合口座とし、開設した定期貯金口座（以下「開設口座」といいます。）は、自動的にサービス利用対象口座に登録されます。なお、口座開設時に契約者が指定した総合口座の届出印を開設口座の届出印とします。 3. 本サービスによる預入は、次のとおり取り扱います。 （1）預入を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち <u>通帳式</u> 定期貯金口座とし、あらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座（納税準備貯金を除く。）から預入金額を引き落とし、契約者が指定した定期貯金口座に預入します。 （2）定期貯金商品は当組合所定のものに限ります。また、預入の期間が 10 年やマル優等、本サービスによる取扱いができない事項があります。 （3）定期貯金の適用利率は、預入日における定期貯金商品の貯金利率とします。

